

少第294号
令和4年8月25日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

少年警察活動規則の規定により作成する書類の取扱要領について（通達）

触法調査又はぐ犯調査に関する書類の取扱いについては、「触法調査又はぐ犯調査に関する書類の取扱要領について」（平成28年11月2日付け少第269号。以下「旧通達」という。）により行っているところであるが、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）による改正後の少年警察活動規則第39条第2項において、児童虐待を受けたと思われる児童の児童相談所への通告が新たに整備されたこと等を踏まえ、触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「訓令」という。）の題名、様式等が改正されたことから、取扱要領を下記のとおりとするので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 書類様式

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）の規定により作成する書類は、訓令様式を準用し、別記様式第1号から別記様式第47号までとする。

2 取扱要領

(1) 触法調査に関する書類の作成

ア 触法少年を子ども相談センターに送致し、又は通告するときは、当該少年の適正な処遇に資するため、触法少年事件送致書（訓令別記様式第32号）又は児童通告書（訓令別記様式第37号）若しくは児童通告通知書（訓令別記様式第37号の2）のほか、必要に応じて、調査報告書、当該少年及び関係者の申述書（訓令別記様式第3号）その他必要な書類を作成すること。

イ 触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者（以下「触法少年」という。）の申述書を作成するときは、触法少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用い、申述書には、当該触法少年の署名及び押印又は指印（以下「署名押印等」という。）を求めること。また、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者等があるときは、当該保護者等にも署名押印等を求めること。

なお、触法少年と他の被疑者とが共犯関係にあるときは、当該触法少年は、他の被疑者に関する捜査上の参考人となるので、参考人供述調書を作成すること。

ウ 触法調査における証拠物及び少年法（昭和23年法律第168号）第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件（以下「証拠物等」という。）を触法少年が所持しているときは、少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき措置することができる。

なお、触法調査における証拠物等を触法少年以外の者が所持しているときも同様とする。

エ 触法少年に任意提出書（訓令別記様式第4号）、還付請書（訓令別記様式第16号）、所有権放棄書（訓令別記様式第15号）、電磁的記録に係る権利放棄書（訓令別記様式第15号の2）、交付請書（訓令別記様式第16号の2）及び複写電磁的記録請書（訓令別記様式第16号の3）（以下「任意提出書等」という。）を作成させるときは、触法少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用い、各書類の意義等について丁寧に説明し、任意提出書等には、当該触法少年の署名押印等を求めること。また、事情聴取に立ち会い、又は任意提出書等の内容を確認した保護者等があるときは、当該保護者等についても署名押印等を求めること。

オ 少年法第6条の5第1項の規定により、警察官は、触法調査をするについて必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑定の囑託（以下「押収等」という。）を行うことができるが、警察官を除く警察職員については押収等を行うことができないことから、押収等において用いる書類（領置調書（甲）（訓令別記様式第5号）を含む。）を作成することはできないので留意すること。

(2) ぐ犯調査に関する書類の作成

ア ぐ犯少年を家庭裁判所に送致し、又は子ども相談センターに通告するときは、当該少年の適正な処遇に資するため、ぐ犯少年事件送致書（訓令別記様式第33号）又は児童通告書若しくは児童通告通知書のほか、必要に応じて、調査報告書、当該少年及び関係者の申述書その他必要な書類を作成すること。

イ ぐ犯少年と認められる者（以下「ぐ犯少年」という。）の申述書を作成するときは、ぐ犯少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用い、申述書には、当該ぐ犯少年の署名押印等を求めること。また、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者等があるときは、当該保護者等についても署名押印等を求めること。

(3) 書類の編冊

ア 子ども相談センターへの送致書類は、おおむね次の順序によってつづること。

- ① 触法少年事件送致書
- ② 書類目録（訓令別記様式第31号）
- ③ その他の書類

その他の書類のうち証拠物関係書類については、当該書類の謄本をつづり、正本については、当該証拠物を家庭裁判所へ送付する際に併せて送付すること。ただし、還付又は廃棄を実施したことにより家庭裁判所へ送付することのない証拠物に係る書類については、当該書類の正本を送致することとする。

イ 家庭裁判所へ証拠物を送付する際は、おおむね次の順序によって証拠物送付書類をつづること。

- ① 証拠物送付書（訓令別記様式第34号）
- ② 証拠物総目録（訓令別記様式第30号）
- ③ 証拠物関係書類

証拠物関係書類については、当該書類の正本をつづること。ただし、交付請書及び複写電磁的記録請書については、家庭裁判所に送付することのない証拠物に係る書類であることから、当該書類の正本は子ども相談センターに送致すること。

(4) 黒表示及び赤表示

申述書及び証拠物関係書類については、あらかじめ警察本部において印刷管理する一定の様式を用いる必要があること、並びに送致記録につづったときに申述書及び証拠物関係書類の所在位置を明確にする必要があることから、申述書の右縁下部に黒表示、証拠物関係書類の右縁下部に赤表示を設けるが、継続用紙については各表示を省略するものとする。

なお、黒表示及び赤表示は、用紙の右縁下部に、おおむね縦40mm、幅5mmの大きさとし、赤表示を設ける証拠物関係書類は、領置調書（甲）、領置調書（乙）（訓令別記様式第6号）、押収品目録（訓令別記様式第12号）、所有権放棄書、還付請書、仮還付請書（訓令別記様式第17号）、保管請書（訓令別記様式第18号）、証拠物総目録、電磁的記録に係る権利放棄書、交付請書及び複写電磁的記録請書とする。

(5) 触法調査関係事項照会書等に付す一連番号

触法調査関係事項照会書（訓令別記様式第26号）、ぐ犯調査関係事項依頼書（訓令別記様式第27号）、身上調査照会書（訓令別記様式第28号）及び身上調査依頼書（訓令別記様式第29号）については、あらかじめ警察本部において印刷し、一連番号を付した所定の用紙を用いるものとする。

(6) 子ども相談センターへの通告に係る書類の作成

ア 要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童の子ども相談センターへの通告（以下単に「通告」という。）を書面により行うときには、児童通告書を用いること。

イ 口頭により通告を行うときは、当該通告の内容を児童通告通知書に記載し、事後に当該子ども相談センターに送付すること。

3 その他

上記に規定した事項のほか、触法調査又はぐ犯調査の性質に反しない限り、司法警察職員捜査書類基本書式例、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）別記様式等の取扱要領によるものとする。